

午前十時 開議

○中村委員長「おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○徳光委員「皆さんおはようございます。県民ネットワークの徳光清孝でございます。

本総務常任委員会五人目の質問者ということになりまして、今日は午後から視察の予定をされていますので、一問に絞って質問をしたいというふうに思っています。質問項目一覧というのを物すごく広く取っていただいているんですが、そんなに長くはかかりません、必要最低限の質問に努めていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

ストーカー事案の対策について、県警察のほうにお尋ねをしたいと思います。「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、いわゆるストーカー規制法は、議員立法によりまして、二〇〇〇年の五月に成立をいたしました。その後、何度か改正を重ねて今日に至っているということになります。

この法律ができるきっかけとなった事件がありまして、記憶にあるかもしれませんが、桶川ストーカー殺人事件というのが一九九九年に起こっています。元交際相手から執拗に付きまとい、あるいは脅迫、暴力行為を受け、当時なかなかストーカーという概念そのものが社会的に薄かった時代ですので、警察のほうにも相談をされていたけど、事件性とか、そんな面から、なかなか今のような対応にはなっていなかったということでも亡くなられたということになります。これがかっけでこの法律ができたわけでありまして。

最近では、神奈川県川崎市におきまして、男性が元交際相手の女性の死体を遺棄するという事件が発生しました。その後の報道によりますと、被害者の

女性に対してストーカー行為を繰り返しており、警察にも相談していたことが分かっています。この規制法が成立した後も、残念ながら同じような事件が発生しておりまして、なぜ貴い命を救うことができなかったのかということについて考えてまいります。

ですから、今日の質問というのは、警察の対応がどうだったとか、そういう意味ではなくて、やっぱりこういうことは身近で起こり得るし、自分に対しても起こり得るかもしれない、だから、そんな場合、県民としてはどんなふうに対応したらいいのか、あるいは警察に対してどんなふうな要請をしたらいいのかというようなことを広く県民の方に知ってもらいたいという意味で質問をしております。

六月六日の新聞報道によりますと、二〇二四年に全国でストーカー規制法違反で摘発された件数とか、行政措置の禁止命令等の件数も法施行以来最多となったと報道されているところであります。そういう中で、県内の状況を含めてお尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、被害の現状についてお尋ねをいたします。

令和六年中に佐賀県内におけるストーカー事案の認知件数、あるいは検挙の件数等の現状はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○山口人身安全・少年課長「ストーカー事案の現状についてお答えいたします。令和六年中の県内におけるストーカー事案の認知件数は三百十六件で、過去最多となった令和五年より八十五件減少をしているものの、五年連続で三百件を超えており、高い水準で推移しております。

また、事件として検挙した件数は三十四件であります。適用罪名で最も多かったのはストーカー規制法違反の十二件で、次いで窃盗、性的姿態等撮影、佐賀県迷惑防止条例違反がそれぞれ三件、不同意性交等、不同意わいせつがそれぞれ二件などとなっております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。

全国の場合は平均して傾向というのが出ますので、全国では割と増加傾向、都道府県によると、その年によって大分程度の差があると思うんですが、先ほどの答弁によりますと、やっぱり五年連続三百件を超えているということは、依然として高い水準で推移をしているんだろうというふうに思っています。

それでは、ストーカー規制法で規制される行為についてなんですが、どのような行為がストーカー規制法違反となるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○山口人身安全・少年課長Ⅱストーカー規制法で規制される行為についてお答えいたします。

ストーカー規制法で定義されているストーカー行為とは、特定の相手に対して恋愛感情や好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を満たす目的で、つきまとい等の行為を繰り返すこととされております。

つきまとい等とは、つきまといや待ち伏せ、住居等への押しかけ、行動の監視、拒否されているにもかかわらず、面会や交際等の要求をすること、連続電話・メール・SNSでのメッセージの送信等の行為が挙げられます。このような行為を特定の相手に対して繰り返す行えば、ストーカー規制法の対象違反となります。

また、令和三年五月の法改正により、同年八月から、相手の承諾なくGPS機器を取り付ける行為やGPS機器を用いて位置情報を取得する行為も違反の対象となっております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ今、改正によってGPSを使ったストーカー行為というのがその

範疇に加わったということなんですが、これに近い最近の新聞では、GPSストーカーが後を絶たないと、全国で被害相談が五百件を超えるというのがありましたけれども、ちなみになんですが、県内でGPSを使ったストーカー行為というのは、相談とか摘発とか、そういった事例はあるんでしょうか。

○山口人身安全・少年課長Ⅱ令和三年八月の法改正以降、これまで県警に寄せられた相談の件数については十五件というふうになっております。

その内訳としましては、令和三年中はゼロ件、令和四年中が三件、令和五年中が七件、令和六年中が五件、令和七年五月末についてはゼロ件、以上十五件となっております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは次に、ストーカー事案への被害防止対策についてお尋ねをしたいと思います。

まず、被害を受けた場合に、被害を明確に受けているとか、もしかするとつきまとわれているんじゃないか、不安を感じるとか、いろんな場合があると思うんですが、その場合、被害者はどのように対応すればいいのかお尋ねをいたします。

○山口人身安全・少年課長Ⅱ被害を受けた場合の対応についてお答えいたします。

ストーカー加害者は、被害者に対する執着心や支配意識が非常に強く、事案によっては被害者やその家族等に危害を加えるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあります。

こうしたことから、ストーカー被害を受けた場合は、悩んだり迷ったりせず、速やかに警察に相談し、警察が教示した対策について、警察と連携して対応することが重要であると考えております。

また、被害者自身やその家族等が身の危険を感じる場合など、緊急の場合に

は必ず一一〇番通報するようにお願いしたいと思います。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは、被害者の方が警察に相談した場合、警察として被害者に対してどのような対応を行うのかお尋ねをいたします。

○山口人身安全・少年課長Ⅱ警察による被害者への対応についてお答えいたします。

ストーカー事案においては、先ほど申し上げましたとおり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあることから、県警察では、被害者等の生命、身体を保護を最優先とした対応を講じております。

具体的には、被害者等を安全な場所に避難させる保護措置、警察官によるパトロール警戒、あらかじめ被害者等に関する情報を登録することによって、通法時に迅速な対応を取るための一一〇番登録システムへの登録、緊急時に被害者等の所在地を確認することができると携帯型緊急通報装置の貸し出し、防犯カメラの設置など、各種システムや機材を活用した保護対策を徹底しております。

また、全てのストーカー事案について、継続して被害者等と連絡を取るなどして安全確認を行っているほか、被害者等の負担軽減を図るため、一時避難に要する費用の公費負担を行うとともに、市町や女性相談支援センター等の関係機関と連携を図りながら、被害者等の保護対策を推進しているところであります。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ様々な対応をされているということで、後で少しお伺いしたいんですが、それでは、今度は逆に、相談を受けて、恐らくこの人が加害者となった場合、警察としては加害者に対してはどのような対策を行うのかお尋ねいたします。

○山口人身安全・少年課長Ⅱ警察による加害者への対策についてお答えいたし

ます。

ストーカー加害者への対応といたしましては、あらゆる法令を駆使して積極的に検挙し、事件化が困難なものについては、口頭による指導のほか、ストーカー規制法に基づく文書警告や禁止命令等の措置を講じております。

なお、禁止命令の措置を講じた加害者に対しましては、加害行為の再発防止に係る取組として、近況や被害者への執着の程度を把握するため、定期的に加害者への電話連絡等を行っております。

また、被害者への強い支配意識や執着心等を取り除くためには、精神医学的・心理学的手法に基づく治療等が有効な手段になり得ると考えておりますので、医療機関における治療等の有用性を教示し、同意が得られれば、医療機関へ紹介して受診につなげるようにしております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ今、被害に遭った場合、どんなふうな相談をしたらいいのかということと、それから、その場合、警察の対応としては、被害者に対しては丁寧な、いろんな方面、あるいはいろんな角度から助言したり指導したり、場合によつては、本当に危険と感じたら一時避難させるとか、丁寧な対応をするということでした。それから、加害者に対しても、やっぱり病的なものを感じたら医療のほうに結びつけるということもあったと思うんですね。

よく一般的に言われるのが、相談はしたけれども、加害者と思われるその人に知られたくないという気持ちがあつたりとか、あるいは逆に、かえって逆上してもっとひどいことになるんじゃないかとか、被害者の方は様々な気持ちが揺れ動くと思うんですね。それから、周りの家族も含めてきちんとそれに対応しないとうまくいかないというようなことになると思うんですね。そうになると、よくある言い方として、警察に相談していたのにどうだったかというようなことがよく言われると思うんですね。警察の対応としては当然そういうことに

ならないように、いろんなケースを判断してされていくというふうに思うんですね。

今度の神奈川県川崎市での事案も、その後の報道では同じようなことが言われているんですね。ですから、不安を抱える被害者とか、家族も含めて揺れ動いているような心情に対して、県警としては、まず第一にどういうことを優先して相談に応じていくのか、措置をしていくのか、あるいはその被害者の方に安心感をいかに与えていくのかというのが私は大切なことではないのかなというふうに思うんですね。

ですから、そういった意味でもう一度、その辺について答弁をお願いしたいと思います。

○山口人身安全・少年課長Ⅱ今、徳光委員のほうからのお尋ねについてお答えしたいと思います。

ストーカー事案、また、相談の内容については、それぞれ内容が個別によって違いますので、県警といたしましては、その個別の事案に応じて、その危険性、切迫性を組織的に判断し、被害者の心情もしくは意向、それに寄り添った対応を行っております。その具体的な内容といたしましては、先ほど申し上げましたとおりの対応を適宜行っているところであります。

また、被害申告をどうしても洩る、しないというふうな被害者、相談者の方も多いいらっしゃる、この場合につきましては、相談者、被害者のみならず、親族等に生命、身体、こういったものに対する危険が及び得ることがあるということを十分説得した上で、被害者等に対して届け出の働きかけの説得を重ねております。

それでも被害届をされない、なされない場合におきまして、被害届がなされない場合でも、警察が危険性、切迫性を判断し、客観的証拠があり、逮捕の必要性が認められる場合におきましては、加害者の逮捕をはじめとした強制捜査

を行うことを積極的に検討、実施しているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱということは、迷わないで積極的に相談をしてくださいと、何か不安なことがあれば、常に連絡を取ってくださいたいことだと思うんですね。

県警察の対応の仕方として、県警察本部と、あと所轄のそれぞれの署があると思うんですね。署によつてはその対応をする係の人員が少なかったりとか、そんなこともあるのかなというふうに思うんですね。そんな意味では、所轄している警察署と県警との連携といいますか、その辺、何かございましたら、お尋ねをしたいと思います。

○山口人身安全・少年課長Ⅱ県警といたしましては、相談を受けた内容につきましては、必ず各警察署の担当のほうから県警の担当のほうに速報をしております。当然、警察といたしましては、全ての事案を警察署長のほうまで報告をし、全ての事案の対応について組織的な判断を行っているところであります。

また、人員が不足している部分については、本部のほうから適宜必要な人員を派遣するなどして、迅速的確な対応に努めているところであります。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。

それでは、文書警告等についてなんですが、加害者への対応として、文書警告とか、あるいは禁止命令というのがありました、そういったものはどのようなものなのか、もう一度お尋ねをいたします。

○山口人身安全・少年課長Ⅱ文書警告等についてお答えいたします。

文書警告や禁止命令は、ストーカー規制法に規定されており、ストーカー行為の被害者からの申し出等により行う行政措置であります。

文書警告は、行政指導の一環であり、加害者が被害者に対してつきまとい等

の行為を繰り返すことを禁止するもので、罰則はございません。これに対し、禁止命令は、警察本部長や警察署長が加害者に対して行う行政命令であり、違反した場合は刑事罰が科せられることになり、より抑止力の高い措置として行うものであります。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。

それじゃ、最後になりますが、神奈川県で最近発生をしました事件についてであります。

神奈川県川崎市において、男性が元交際相手の女性を遺棄するなどとした事件が発生し、報道でも大きく取り上げられているところであります。

このような事件を受けて、県警察はどのような対策を行っているのか、あるいは今後さらに行おうとしているのか、その点についてお尋ねをいたします。

○山口人身安全・少年課長Ⅱ神奈川県で発生した事例を踏まえた県警の対応についてお答えいたします。

県警察においては、引き続き警察本部と各警察署が緊密に連携し、個別の事案ごとに危険性や切迫性を組織的に判断するとともに、ストーカー事案は事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあることを念頭に、被害者等の心情に寄り添い、被害者等の安全確保を最優先に、これまで申し上げてきました各種対策を確実に講じていく所存でございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ答弁ありがとうございます。

このような事件がぜひなくなることを私たちも祈っているところでありますし、例えば、知事部局にしても、職員からそういう相談を受けるということもあると思うんですね。どうも自分は近所の人からそういったストーカーを受けているような気がするとか、だから、そういった相談も当然知事部局の方も職

員から受けたりすると思いますので、今、県警察さんのほうで丁寧な答弁をいただきましたので、パワハラだセクハラだといろんな対応がありますけれども、そういったことも含めて、知事部局としても職員に対する目配りというか、気配りというか、そのようなこともぜひお願いをして、一丸となってこういった事件はなくしていくという取組が進んでいくことを願いまして、私の質問を終わります。

○中村委員長Ⅱこれで質疑を終了いたします。

次に、お手元に配付しております日程表により視察を行います。視察後、委員会を再開し、討論、採決を行います。

それでは、視察の出発時刻は十三時となっておりますので、それまでに玄関前にお集まりください。お願いいたします。お疲れさまでした。

午前十時二十一分

速 記 者 井 上 琴 葉

（現地視察）

午後三時十分

○中村委員長Ⅱ委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

○中村委員長Ⅱまず、甲第三十五号議案中本委員会関係分、甲第三十六号議案、及び乙第三十四号議案から乙第三十八号議案まで五件、以上七件の議案を一括

して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長「全員起立と認めます。よって、以上七件の議案は原案のとおり可決されました。

○ 継 続 審 査

○中村委員長「最後に、二月定例会から引き続き審議中の

一、財政確立について

一、政策の企画・調整について

一、危機管理・報道行政について

一、総務行政一般事項について

一、警察行政について

以上五件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○中村委員長「御異議なしと認めます。よって、以上五件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れまでございました。

午後三時十一分 閉会

議事課議事・記録担当主査 松 尾 重 治